

浜松市災害対策本部体制（地震災害警戒本部）編成図（再編案）

資料6-2



※1 舞阪協働センターについては、西区本部長の判断により、協働センター所長を地域本部長として地域本部を設置することができる。

※2 各区本部には、必要に応じて災害部局の連絡員を置く。

※3 ボランティア支援に関しては、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会がボランティアセンターの組織を設置し、運営・管理等することとなっているため、市の災害対策本部組織からは除外する。なお、社会福祉協議会との連絡調整及び連携等は、福祉支援部において対応する。

※4 総括部派遣職員は、各部長があらかじめ定めておき、地震災害応急対策上の指示又は情報について所属部と連絡をとる。総括部派遣職員についてはP28を参照のこと。

※5 防災調整官は、総括部の指揮・統括を行う危機管理監を補佐する。

※6 災害応急対策に一定の目的が立った後に震災復興本部を立ち上げる。